



広報

FUKAURA

ふかうら

No.451

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

非課税世帯等物価高騰 対策給付金のお知らせ

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響による経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯等に対して給付金を支給します。

◆支給額

1世帯当たり7万円

◆支給方法

口座振込

◆対象となる世帯

令和5年12月1日時点で深浦町に住所があり、令和5年度の住民税均等割が非課税である方のみで構成されている世帯。

住民税課税者に扶養されている方で構成された世帯及び住民税均等割のみが課税されている方の世帯は、今回の給付金の対象から除きます。

※対象となる世帯には、個別に通知します。

※未申告者がいる世帯は対象外となりますので、申告をお願いします。

◆手続き方法

口座を登録（新規（変更））する

必要がなければ、手続き不要です。

令和5年1月1日以降に転入した方や世帯構成の変更等により、要件を満たしていながら通知が届かない場合は申請が必要です。申請書は役場福祉課、支所に申請書がありますので、2月29日まで申請してください。

給付金をかたった“振り込め詐欺”や“個人情報搾取”に注意！

ご自宅や職場などに町から問い合わせを行うことはありませんが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対ありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

□問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係
Tel 74-2117

深浦町生活応援商品券 の使用期限について

深浦町では、燃料や物価の高騰対策事業として深浦町生活応援商品券を各世帯へ12月上旬に配布しておりますが、使用期限がありますので、ぜひ期限内にご活用ください。

◆使用期限

2月18日（日）まで

◆取扱店舗

町内104店舗で利用できます。取扱店舗一覧は商品券と同封しておりますので、ご確認ください。

□問合せ先

観光課 商工振興係
Tel 74-4412



**農業用免税軽油
使用者証・免税証の
交付申請仮受付**

令和6年4月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり仮受付します。希望される方は必要書類を揃え、申請してください。

なお、令和6年度税制改正により免税軽油制度が継続されない場合は、免税証は交付できません。制度が継続された場合、4月上旬に免税証を交付する予定ですので、あらかじめご了承ください。

◆日時

1月4日（木）～

1月31日（水）

午前9時～午後3時

◆場所

青森県五所川原合同庁舎県税
部内（五所川原市栄町10）

◆必要書類等

- ① 耕作証明書（各市町の農業委員会が発行したもの）
- ② 免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）

- ③ 返信用郵便切手444円分
- ④ 使用機械の譲渡証明書
（初めて申請する方及び使用者登録録機械に追加のある方のみ）
- ⑤ 県証紙400円分

（初めて申請する方、使用者証の有効期限が切れる方、使用者登録録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方）

□問合せ先

西北地域県民局 県税部課税課
TEL 0173-3412111
（内線207）

町づくりグループ

ミーティング開催募集

深浦町のこれからをみんな語り合ってみませんか。地域の活性化・住みよいふるさとづくりなど、よりよい町づくりのための意見交換を行う「町づくりグループミーティング」の開催を募集します。

◆グループの要件

町づくりに関心のある5～10名程度のグループ
例えば：スポーツチームの仲間・

消防団・同じ趣味の仲間・老人クラブ・職場の仲間 など
※グループミーティングのため新たに組織しても構いません。

◆ミーティングの方法

気軽に話せるようにフリートークとします。

◆過去のテーマ例

- ① 産直施設の活性化について
- ② 住民共同の町づくり
- ③ 子育てしやすい町づくり など

※平成21年度から23回開催されました。

◆申込方法

次の内容を総合戦略課へお知らせの上、申込みください。

- グループ名・代表者の氏名及び連絡先・参加者の氏名
- 話し合いのテーマ（テーマにあった役場担当も出席します）
- 開催希望日時（基本的に平日の2時間程度）
- 開催予定場所（公共施設を希望する場合は調整します）

□問合せ先

総合戦略課 企画調整係
TEL 74-2122

**「農業経営収入保険」
青色申告1年目から
加入可能になります**

これまで、農業経営収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から加入することができま

●令和7年に青色申告1年分のみで新規加入する「個人農業者」の場合のスケジュール



□問合せ先

NOSA I 青森 津軽支所
TEL 0173-3311513

**【今年度最後！】
手打ちうどん教室の
お知らせ**

香川県高等技術学校「さぬきうどん科」を卒業し、青森市でうどん店を営業していただきました、深浦町地域おこし協力隊の浪岡敏勇（なみおかとしお）が講師となります。

本場香川の「手打ちうどん」を気軽に楽しく学びませんか？

今年度最後の開催となりますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

※万一の場合に備え、参加者名簿を作成し、総合戦略課にて管理、対応します。

◆日時

1月28日（日）

11時～14時（予定）

◆場所

ふれあいと創造の館

◆費用

無料

◆人数

10名

◆内容

①小麦粉と塩と水のお話

**住民観光意識調査への
ご協力をお願い**



当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知る

②うどん団子の作り方

③うどん打ち・茹で上げ・試食

④片付け・質疑応答・その他

◆持ち物

バンドナ等、エプロン、持ち帰り用タッパー

◆その他

①教室参加者は、イベント保険に加入します。

②開催中は、講師の指示に従ってください。

③初参加の方の申込みを優先します。

④申込みの受付は1月15日（月）9時～とさせていただきます。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

Tel 74-2122

ためのものです。頂いた回答は津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

◆特典

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セット（3,000円相当）をプレゼント。

※アンケートの回答は実施期間内でお一人様1回までとさせていただきます。

◆調査期間

令和5年9月～

令和6年3月末

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから



□問合せ先

（一社）CIanPEONY 津軽

Tel 0172-88-6090

メール cptsugaru@gmail.com

**適用猶予事業・業務の
時間外労働の
上限規制について**

令和6年4月1日から建設業、自動車運転の業務の時間外労働の上限規制について、下記特例を除いて適用されます。

【建設業】災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外・休日労働の合計について、月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制は適用されません。

【自動車運転業務】時間外・休日労働の合計について、月100時間未満、複数月平均80時間以内及び時間外労働について、月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。

○詳細については「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」で検索。

□問合せ先

五所川原労働基準監督署

労働時間相談・支援班

Tel 0173-35-2309

「認定こども園・保育所」利用のご案内
（令和6年4月以降の新規利用・継続利用）

令和6年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに、認定こども園または保育所を利用している方についても、**現況届の提出**が必要となります。

1. 手続きが必要な方

- ①令和6年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

2. 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意願います。

① 令和6年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で用紙を配付しております。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・給付認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票	1月15日（月）～2月14日（水） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

② すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方
 現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	1月15日（月）～2月14日（水） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※令和6年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③ すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方
 保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	1月15日（月）～1月31日（水） 8：30～17：00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※令和6年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3. 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書
・・・児童1人につき1枚
- (2) 父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示（マイナンバーカードや運転免許証・保険証など）
- (3) 保育の必要性を証明する書類・・・父母各々1枚



保護者の状況（事由）	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 （勤務内定者も含む）	・就労証明書 ※産休中又は育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・就労証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・就労証明書
内職従事者	・就労証明書（以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要） ※添付書類：内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
妊娠・出産	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病・障害 親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人又は被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
就学・職業訓練等	・在学証明書や学生手帳等
求職活動	・求職活動申立書

②以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点（コピー）
令和5年1月2日以降に 深浦町に転入された方	マイナンバーを提示いただくと、市町村民課税（所得）証明書の提出が省略できます。ただし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合があります。

◆管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定員（名）
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	25 (保育部分20)
めぐみ子ども園	関字栃沢84-9	76-2039	25 (保育部分10)
みはる保育園	風合瀬字上砂子川158-7	76-3034	20
みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	20
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	20
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	20

□問合せ先 福祉課 子育て支援係 TEL 74-2117



令和6年度町県民税等の申告相談を行います

- 申告期間 令和6年2月7日（水）～3月15日（金） ※土・日曜日・祭日は除く。
（2月28日（水）と3月6日（水）と3月13日（水）は、システムデータ更新のため申告受付は行いません。）
- 受付時間 9：00～15：30（11：30～13：00は休憩時間）
- 申告会場 会場及び申告相談日程表は別紙を参照してください

令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入や所得控除等について申告してください。 申告期間中は会場が混雑しますので、申告相談に必要な書類は、事前に整理・集計しておくとともに、その内容について答えることができる方が申告して下さるようお願いいたします。

なお、申告していないと、所得証明書などの交付や国民健康保険税、各種福祉関係の料金算定・軽減・支給などの判定ができない場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告してください。

◆ 申告が必要な方（令和6年1月1日現在、深浦町に住所があり、次に該当する方）

- ① 営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった方
- ② 給与所得者で、会社で年末調整していない方や、2ヶ所以上の会社から給与を受けた方
- ③ 給与または公的年金等の収入があった方で、ほかにも収入があった方
- ④ 給与または公的年金等の収入があった方で、源泉徴収票に記載されていない生命保険料控除・社会保険料控除・扶養控除、または医療費控除や寄付金控除・雑損控除などを受けようとする方
- ⑤ 令和5年中に会社を退職した方
- ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ⑦ 公共事業（県や町等）や個人で土地等を売った方
- ⑧ インボイス発行事業者



帳簿や領収書などの整理をお願いします



◆ 申告が不要な方

- ① 税務署に所得税の確定申告をした（する）方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書（年末調整済）が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ③ 公的年金等の収入のみの方で、年金支払者から町に公的年金支払報告書が提出されていて、雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方
- ④ 遺族・障害年金の収入のみの方（他の所得がある場合は、申告が必要となります。）

◆ 申告に必要な書類等

- ① マイナンバーカード（※作成されていない方は通知カードと身元確認書類（運転免許証等）が必要です。）
- ② 給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票
- ③ 上記②以外の方は、所得金額の計算に必要な帳簿書類、領収書等（収入と支出がわかるもの）
- ④ 生命保険や地震保険に加入している方は、控除証明書
- ⑤ 国民健康保険等に加入している方は、領収書
- ⑥ 国民年金に加入している方は、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ⑦ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書。

※医療費控除の明細書は、役場税務会計課・大戸瀬支所・岩崎支所にございますので、申告前に必要事項を記入し、申告会場へ持参願います。

- ⑧ 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または療育手帳等
- ⑨ マスク（必ず着用する必要はございません。自己判断で着用願います。）
- ⑩ その他必要と思われる関係書類

※税務署から確定申告に係る通知ハガキが送付された方は、申告会場に必ず持参してください。

※給付金等を受給されている方は、給付額が分かるもの（通帳等）及び支給決定通知書を持参してください。

※令和4年分の確定申告で雑損控除を適用した方（令和4年8月の大雨で家屋・家財・車両を被災した方）は、関係書類の持参は不要ですが、今年も申告会場ですべて申告を行ってください。繰越控除額が適用できます。

≪申告に関するお問合せ先≫ 税務会計課 税務係 TEL74-2114（直通）

町 県 民 税 等 申 告 相 談 日 程 表

月	日	曜	対象地区	受付時間	場 所	
2 月	7	水	岩 坂 ・ 柳 田	9:00～11:30 13:00～15:30	大 戸 瀬 支 所 1 階 会 議 室	
	8	木	北金1区 ・ 北金2区			
	9	金	北金3区 ・ 関			
	13	火	晴 山 ・ 田 野 沢			
	14	水	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	15	木	沢 辺	9:00～11:30 13:00～15:30	岩 崎 支 所 1 階 会 議 室	
	16	金	岩 崎 下 ・ 岩 崎 中			
	19	月	岩 崎 上 ・ 松 神			
	20	火	正 久 ・ 黒 崎			
	21	水	森 山 ・ 大 間 越			
	22	木	《移動日》 申告システム機器の移動、設置のため申告受付はできません。			
	26	月	風 合 瀬 ・ 長 慶 平	9:00～11:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー	
	27	火	轟 木 ・ 松 原	13:00～15:30		
	28	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。			
29	木	相 野 山 ・ 塩 見 崎	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー		
1	金	広 戸 ・ 東 野				
4	月	横 磯 ・ 舩 作				
5	火	3 区 ・ 4 区				
6	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。				
7	木	6 区 ・ 7 区	9:00～11:30 13:00～15:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー		
8	金	川 原 町 ・ 崎 の 町				
11	月	5 区 ・ 12 区				
12	火	< 町内全地区 >				
13	水	システムデータ更新のため、申告受付はできません。				
14	木	< 町内全地区 >	9:00～11:30	役 場 本 庁 1 階 ロビ ー		
15	金	< 町内全地区 >	13:00～15:30			

※当日の朝に風邪のような症状又は37.5度以上の熱がある場合は、他の日に申告していただくようお願いいたします。

※各会場とも開始直後が混雑しますので、可能な方は時間をずらしておいで下さるようお願いいたします。

◆お問合せ先: 税務会計課 電話74-2114<利用時間 平日の8:15～17:00まで>

**令和6・7年度 深浦町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
（指名願）の受付について**

令和6・7年度の深浦町が発注する建設工事等に関する競争入札への入札参加資格認定を希望する者は、下記事項に従って申請書を提出してください。

記

1. 受付対象
 - (1) 建設工事
 - (2) 測量・コンサルタント等
 - (3) 物品製造・役務の提供等

2. 受付期間

2月1日（木）～2月29日（木）まで（土・日・祝日を除く）
午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

3. 受付場所

〒038-2324
（提出先） 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84 番地 2
深浦町役場 建設水道課 管理係 電話 0173-74-4413（直通）

4. 提出方法

持参又は郵送（郵送は2月29日消印有効。なお、受領書が必要な場合は返信用封筒（切手貼付）又は返信用ハガキを同封してください。）

5. 有効期間

2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日まで）

6. 提出書類

9、10ページのとおり

7. その他
 - (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等の業種毎に申請書を提出してください。
 - (2) 宛名は「深浦町長」としてください。提出部数は1部です。
 - (3) 各証明書は写しでも構いませんが、証明月日が申請書提出時の3か月以内のものを使用してください。
 - (4) ファイルの表紙及び背表紙には、申請区分と商号又は名称を記入してください。
 - (5) 申請書を郵送する場合は、封筒の表の余白部分に朱書きで「競争入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
 - (6) 申請書提出後、内容に変更があった場合は、遅滞なく変更届を提出してください。
なお、変更届の様式は指定しておりませんので、任意の様式にて提出してください。

〈各区分の提出書類及び添付書類の一覧は9、10ページに掲載〉

① 建設工事

中央公契連統一様式（通称：国土交通省統一様式）

または総務省作成標準様式（※総行行第 369 号参照） フラットファイル（A 4 型、青色系）

1. 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）
2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）
※建設業法第 27 の 2 3 第 1 項による経営事項審査を受け、かつ、申請受理日時時点で有効な（当該経営事項審査の基準となった年月日から 1 年 7 か月以上経過していない）総合評定値の通知を受けていること。
3. 社会保険等加入が確認できる書類（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）
 - （1）最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている場合は、提出書類は不要です。
 - （2）最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」だが、当該入札参加資格申請日前に加入済か適用除外となった場合は、保険等加入状況の確認資料等の提出が必要となります。また、個人事業主等で社会保険等の適用を受けない加入義務のない場合は、申立書（参考様式）を提出してください。※確認資料とは、保険料の納入等に係る領収書又は納入証明書の写し、労働保険概算書の写しなど建設業許可申請手続の際に提出する保険等加入状況の確認資料と同じものです。
4. 建設業許可証明書（写し可）
5. 工事経歴書（直近 2 年分）
6. 営業所一覧表（支店・営業所等がない場合、提出不要）
7. 技術職員名簿又は技術者経歴書
8. 登記簿謄本もしくは履歴（現在）事項全部証明書（法人の場合・写し可）又は代表者身分証明書（個人の場合・写し可）
9. 納税証明書（写し可）（直前 1 年分）
 - 【法人の場合】 国 税・・・法人税、消費税及び地方消費税
（未納税額のない証明「様式その 3 の 3」）
地方税・・・法人県民税、法人事業税
法人町（市・村）民税、固定資産税
 - 【個人の場合】 国 税・・・所得税、消費税及び地方消費税
（未納税額のない証明「様式その 3 の 2」）
地方税・・・個人事業税
町（市・村）県民税、固定資産税
10. 印鑑証明書（写し可）
11. 使用印鑑届（原本・任意様式）
12. 年間委任状（支店・営業所長等に権限委任する場合）（任意様式）

② 測量・建設コンサルタント等

中央公契連統一様式（通称：国土交通省統一様式）

または総務省作成標準様式（※総行行第 369 号参照） フラットファイル（A 4 型、黄色系）

1. 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
2. 登録証明書等の写し
3. 財務諸表類（直前 1 年分）
4. 実績調書又は業務経歴書（直近 2 年分）

5. 営業所一覧表（支店・営業所等がない場合、提出不要）
6. 技術職員名簿又は技術者経歴書
7. 登記簿謄本もしくは履歴（現在）事項全部証明書（法人の場合・写し可）又は代表者身分証明書（個人の場合・写し可）
8. 納税証明書（写し可）（直前1年分）
 - 【法人の場合】 国 税・・・法人税、消費税及び地方消費税
 （未納税額のない証明「様式その3の3」）
 地方税・・・法人県民税、法人事業税
 法人町（市・村）民税、固定資産税
 - 【個人の場合】 国 税・・・所得税、消費税及び地方消費税
 （未納税額のない証明「様式その3の2」）
 地方税・・・個人事業税
 町（市・村）県民税、固定資産税
9. 印鑑証明書（写し可）
10. 使用印鑑届（原本・任意様式）
11. 年間委任状（支店・営業所長等に権限委任する場合）（任意様式）

③ 物品製造・役務の提供等

中央省庁統一様式

または総務省作成標準様式（※総行行第369号参照） フラットファイル（A4型、赤色系）

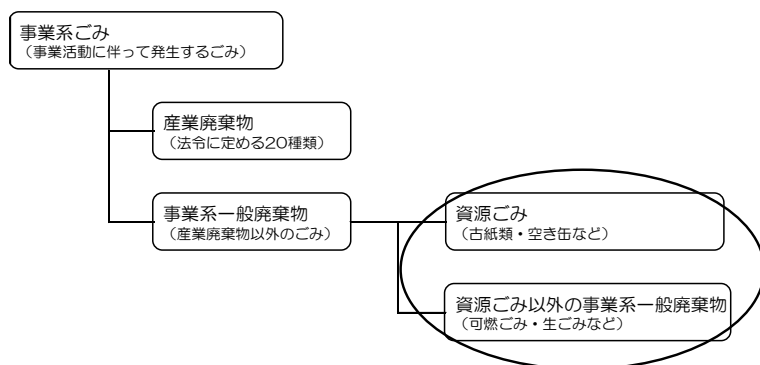
1. 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品の製造・販売・買い受け、役務の提供等）
2. 納入実績、営業経歴書等（任意様式可）（直近1年分）
3. 財務諸表又は決算書（直前1年分）
4. 営業所一覧表（支店・営業所等がない場合、提出不要）
5. 登記簿謄本もしくは履歴（現在）事項全部証明書（法人の場合・写し可）又は代表者身分証明書（個人の場合・写し可）
6. 納税証明書（写し可）（直前1年分）
 - 【法人の場合】 国 税・・・法人税、消費税及び地方消費税
 （未納税額のない証明「様式その3の3」）
 地方税・・・法人県民税、法人事業税、
 法人町（市・村）民税、固定資産税
 - 【個人の場合】 国 税・・・所得税、消費税及び地方消費税
 （未納税額のない証明「様式その3の2」）
 地方税・・・個人事業税
 町（市・村）県民税、固定資産税
7. 印鑑証明書（写し可）
8. 使用印鑑届（原本・様式任意）
9. 年間委任状（支店・営業所長等に権限委任する場合）（任意様式）

□問合せ先 建設水道課 管理係 TEL 74-4413

事業者の皆様へ ごみの取り扱いについて

事業所から排出される廃棄物の処理について、下記のとおりお知らせします。

【事業系ごみの区分】



- ◎汚れや内容物、油分などが付着したままのもの
 - ◎水分を含んだままの状態のもの
 - ◎大量のプラスチック製品（ビニール袋、梱包資材など）
 - ◎分別されず混合状態のもの など
- 以上の状態にあるごみについては「産業廃棄物」として処理していただくことになります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないこと。また、廃棄物の再生利用等により減量に努めることとされておりますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

□問合せ先 町民課 町民生活係 TEL 74-2115
 西海岸衛生処理組合 TEL 72-4783

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

森林環境税とは

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

個人住民税均等割の枠組みを用いて年額1,000円/人を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

令和6年度個人町県民税と森林環境税は、令和5年中（1月から12月）の所得に基づいて課税されます。

令和6年度以降の個人町県民税均等割及び森林環境税について

個人町県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されておりました。この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1,000円
県民税	個人住民税	1,500円	1,000円
町民税	均等割	3,500円	3,000円
計		5,000円	5,000円

市区町村へ譲与される森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、「間伐等の森林の整備に関する施策」と「人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎役場ホームページ掲載URL：https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2023110700019/

□問合せ先 税務会計課 税務係 TEL 74-2114

～ 農業者の皆さまに情報を発信します ～

このたび、農業者の皆さまへ災害時の緊急連絡や各種支援制度等の情報を発信できるようになりました。

情報の受取りは、町の情報伝達システム「インフォカナル」アプリをスマートフォンにインストールした後、下記の手順を参考に設定してください。

※災害発生時は早めの情報連絡が必要となるので、ぜひインストールをお願いします。



「インフォカナル」アプリ インストール方法

Androidをご利用の場合	iPhoneをご利用の場合
	
Playストアで「インフォカナル」と検索しインストール、又は上のQRコードを読み込む。	Appストアで「インフォカナル」と検索しインストール、又は上のQRコードを読み込む。

●インストール後の設定手順（①～⑥）

① 「インフォカナル」アプリを開き、「歯車」マークを選択。

② 「購読設定」を選択。

③ 「QRコード」を選択。

④ 自動でカメラが起動するので、このQRコードを読み込む。

⑤ 読み込みが完了したら、「設定」を選択。

⑥ 「閉じる」を選択。

設定の仕方が分からない方は、遠慮なく農林水産課までご連絡ください。
【問合せ先】 電話：74-4411

以上で設定は完了です。
設定は保存されるのでアプリは閉じて大丈夫です。